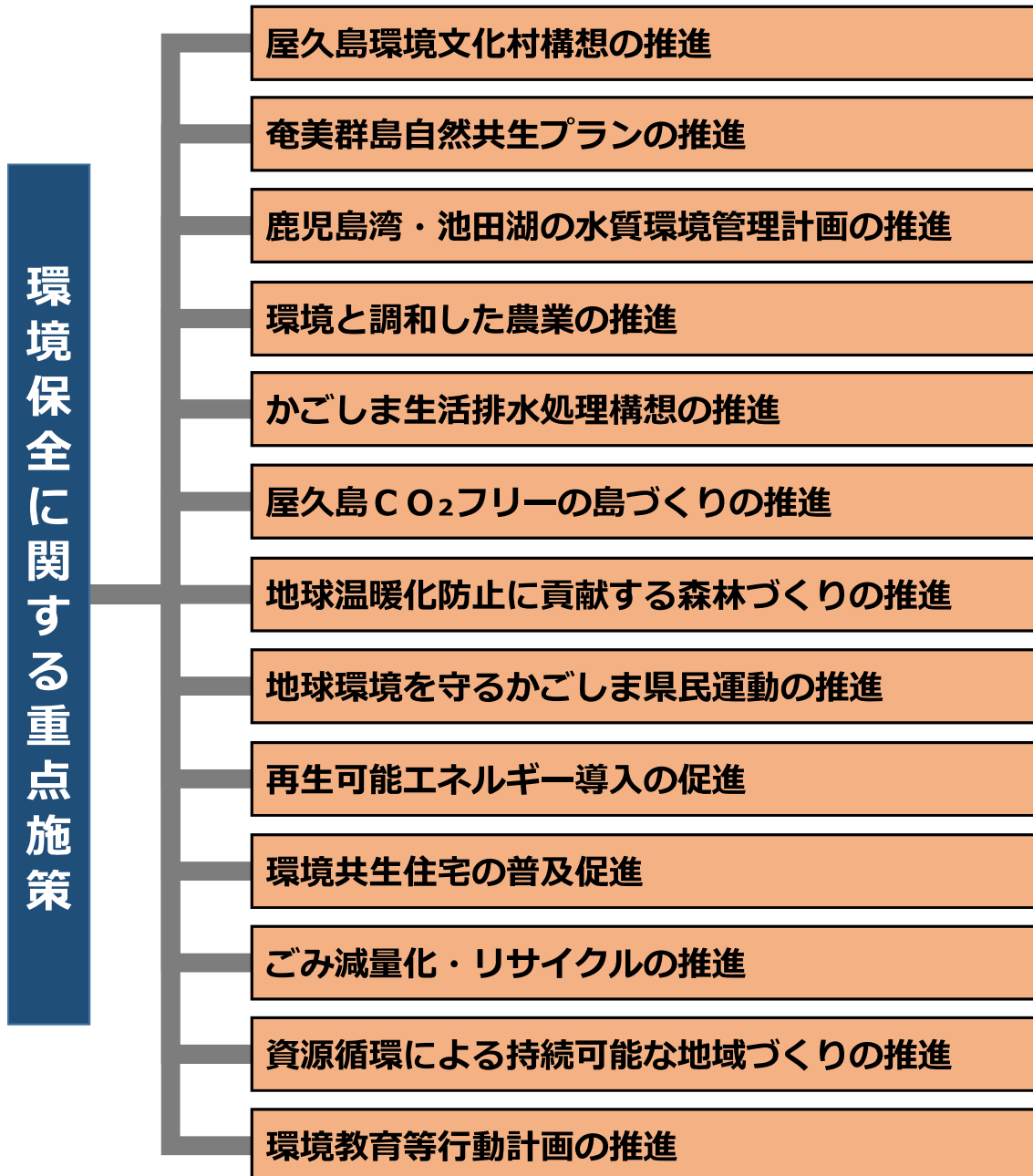


第6節 環境保全に関する重点施策

前節までに掲げた環境保全施策を重点的かつ効果的に推進するため、重点施策を設定します。



1 屋久島環境文化村構想の推進

(1) 施策のねらい

屋久島では、豊かな水や多様な動植物に代表される優れた自然が残されているだけでなく、自然と共に生き自然を損なうことなく人々が形づくってきた独自の生活文化が今も息づいています。

何千年にもわたって積み重ねられてきた屋久島の人と自然との関わりを「環境文化」と呼び、環境学習や研究により環境文化の価値を見直すことを通じて、屋久島ならではの地域づくりを目指します。

(2) 施策

- 優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、国等と連携しながら世界自然遺産に登録された地域の適正な保全に努めます。
- 屋久島環境文化村構想の推進体制の充実を図るとともに、構想の着実な推進により、屋久島の優れた自然を活かした地域づくりに努めます。
- 屋久島環境文化村センターや屋久島環境文化研修センターなどの屋久島環境文化村中核施設を充実するとともに、屋久島の自然を活かした自然体験型環境学習やエコツーリズムを安全性に配慮しながら促進します。
- 屋久島の自然を活かしたイベントや国際交流の実施により、国内外に向けて情報を発信します。
- 屋久島の自然環境の保全を図るため、関係機関と連携して自然保護の充実、さらに適正な利用促進のための特定の地域への過度の集中を避ける仕組みづくりなど適切な制度の導入の検討を進めます。
- 屋久島の自然を守り、屋久島環境文化村構想を推進するための募金を行い、屋久島のすばらしい自然環境を保全するために活用します。
- 屋久島の山岳におけるトイレのし尿の人力搬出経費や維持管理費などに充てる世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金の周知に努めます。



宮之浦岳

(写真協力：公益財団法人屋久島環境文化財団)

2 奄美群島自然共生プランの推進

(1) 施策のねらい

奄美群島は、亜熱帯性・海洋性の温暖な気候に恵まれ、奄美の「宝」として特に重要な資源である優れた景観、貴重な野生生物の生息する原生林や美しいサンゴ礁に囲まれた沿岸海域など多彩な特徴を有しています。

奄美の豊かな自然との共生を目指した地域づくりの指針である奄美群島自然共生プランに沿った事業の推進を図ります。

このため、地域住民や地域のNPO、市町村、県などが一体となって各主体が適切な役割分担のもとに行動し、このプランの効果的な実施に努めます。

(2) 施策

① 自然共生ネットワークの形成

- 奄美の地域資源などの「宝」を、保全・活用する施策として具体化するため、人や情報に係るネットワークを形成し課題に応じて情報の収集を行い、その情報を共有しながら合意形成を図り、連携・協力して施策を実施するよう努めます。

② サンゴ礁と海岸の保全

- サンゴ礁や海岸の生態系を保全するため、オニヒトデの駆除などの施策を関係機関と連携して推進します。

③ 希少な野生動植物と森林の保全

- アマミノクロウサギやルリカケス、アマミシカワガエル、ヤドリコケモモなど希少野生動植物や奄美の森を保全するため、関係機関と連携して、重要な対象(種)と地域を関係法令や条例等により保護するとともに、生態系に重大な影響を及ぼす外来種など影響要因への対策を推進します。



ケナガネズミ
(写真協力：常田守氏)

④ 身近な自然の保全

- 里地・里山等を保護・管理・保全するための森林整備などの施策を一体として推進します。

⑤ 自然再生の検討

- サンゴや希少な野生動植物の生息・生育場所など、学術的又は社会的価値を有する自然が、本来の姿を失ってしまっている場合や減少、衰退しつつある場合には、自然再生推進法の理念に基づいて、地域の合意形成を図りながら再生の検討を進めます。



アマミテンナンショウ

⑥ **環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の推進**

- 奄美の「宝」を活用した環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）については、過剰な利用によって「宝」が損なわれないよう配慮しつつ、資源の総合的な利用や良質な情報の提供が行われるよう努めるとともに、ガイドの育成・組織化や新たなプログラムの開発等を推進します。

⑦ **奄美のブランドの創出**

- 奄美群島の固有の自然及びそれに育まれた生活や文化などの「宝」が保全されていることを積極的に発信して地域イメージを確立するとともに、これを商品の付加価値を高めるために活用します。

⑧ **自然に対する配慮の徹底**

- 人と自然が共生する個性的な地域づくりのためには、地域住民自らが主体性を持った「主人公」となる必要があります。そのため、地域住民に対して「自然への配慮ガイドライン」の周知徹底を図り、自然に対する配慮を日常生活や通常の事業活動等において行うよう促進します。

⑨ **世界自然遺産登録に向けた取組**

- 奄美大島及び徳之島の世界自然遺産登録及び登録後を見据え、世界自然遺産としての価値の維持、自然環境の保全と利用の両立を図る取組、気運の醸成などを国や地元と連携を図りながら進めます。



エコツーリズム



金作原

3 鹿児島湾・池田湖の水質環境管理計画の推進

(1) 施策のねらい

閉鎖性水域である鹿児島湾や池田湖の水質を将来にわたって良好に保全するため、鹿児島湾ブルー計画（平成17年度～）及び池田湖水質環境管理計画（令和3年度～）に基づき総合的な対策を講じます。

【環境指標】

項目		現況（令和元年度）	目標（令和12年度）
水質目標達成率	鹿児島湾	COD	81.3%
		窒素	100%
		りん	100%
	池田湖	COD	100%
		窒素	100%
		りん	100%

(2) 施策

① 鹿児島湾ブルー計画の推進

- 鹿児島湾の水質保全目標及び水辺環境の保全管理目標の達成維持を図るとともに、良好な水辺環境の保全管理に努めます。
- 生活排水対策，事業場等排水対策，農業・畜産排水対策及び水産養殖対策など総合的な水質保全対策を推進することにより，汚濁発生源対策を促進します。
- 陸域，海域対策として，開発行為における環境への配慮を適正に行うなど環境の保全についての配慮に努めます。
- 県民に親しまれる自然海岸や干潟等については，水質浄化機能の維持・向上，生態系の保全及び住民の利用等に十分配慮しながら適切な保全管理に努めます。
- 住民団体や県，市町等で構成する鹿児島湾水質保全推進協議会や鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会等における啓発活動等を積極的に行い，県民・関係団体・NPO・事業者等の十分な理解と協力のもとに自主的実践活動を促進します。

■ 鹿児島湾ブルー計画取組イメージ





鹿児島湾ブルー計画推進のための石碑

② 池田湖水質環境管理計画の推進

- 池田湖の水質環境保全目標及び許容汚濁負荷量の達成維持を図るとともに、良好な水質の保全管理に努めます。
- 畑かん注水対策、水産養殖業対策、工場・事業場対策、生活排水対策及び農業・畜産排水対策など総合的な水質保全対策を推進することにより、汚濁発生源対策を促進します。
- 土地・水面利用対策として、開発行為における環境への配慮を適正に行うなど環境の保全についての配慮に努めます。
- 県、指宿市及び南九州市で構成する池田湖水質環境保全対策協議会等における啓発活動等を積極的に行い、県民・関係団体・事業者等に対する池田湖の水質保全に係る意識啓発に努めます。
- 池田湖の水質保全と水利用について認識を深めるため、水質保全に係る取組・成果等の情報等を整備し、積極的な情報発信に努めます。
- 気候変動が池田湖の水質や生態系などに与える影響について評価します。



池田湖

4 環境と調和した農業の推進

(1) 施策のねらい

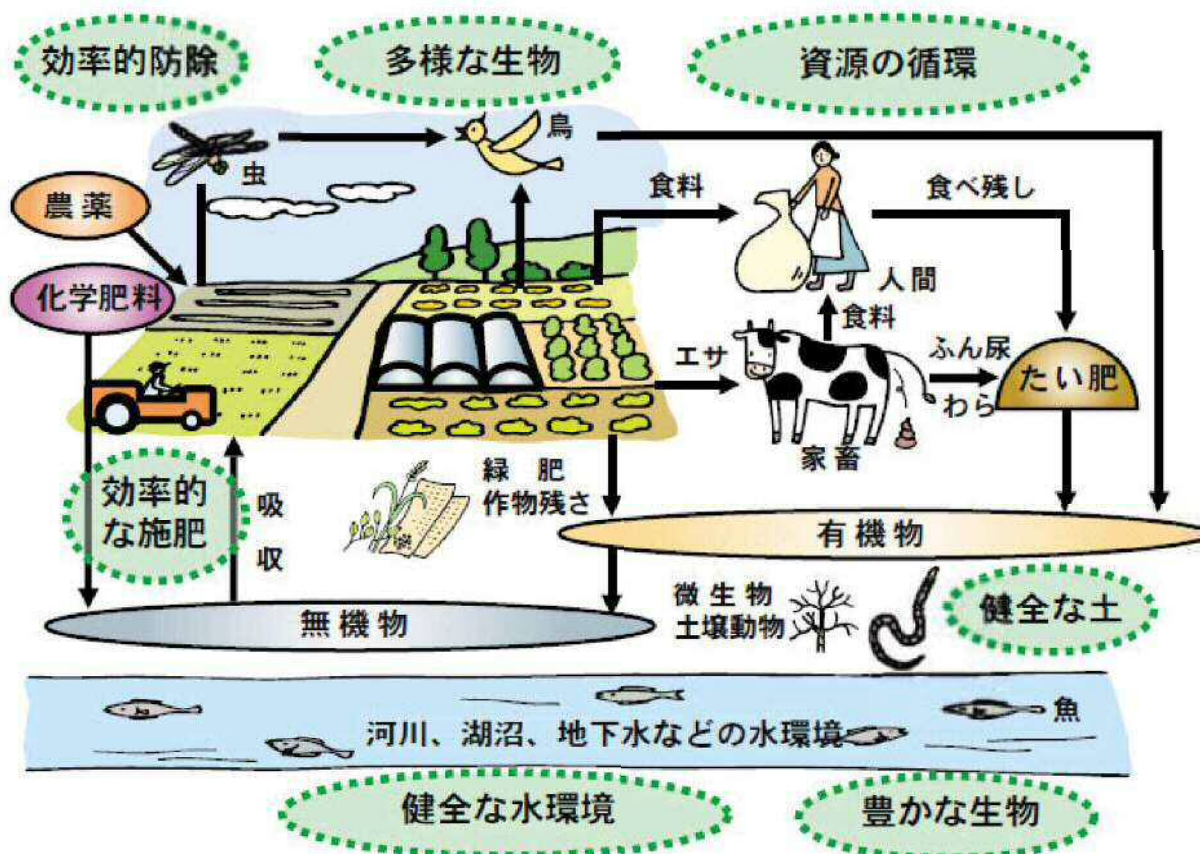
農業は、食料の安定供給という役割と併せて、洪水防止や地下水のかん養等国土保全・環境保全という多面的かつ公益的機能を有していますが、家畜排せつ物の不適切な処理が環境へ悪影響を及ぼす状況も見られます。

このため、農業の持続的な発展を図るとともに、消費者が安心できる農畜産物を提供するため、健全な土づくり、肥料・農薬の適正使用、家畜排せつ物や農業用廃プラスチック類の適正処理を促進し、本県の特徴を生かした環境と調和した農業の推進に努めます。

【環境指標】

項目	現況（令和元年度）	目標（令和12年度）
農業用廃プラスチック類再生処理率	85%	95%
家畜排せつ物適正処理仕向量率	92.70%	98%

■環境と調和した農業イメージ



資料) 環境と調和のとれた持続的な農業生産をめざして
(財団法人日本土壌協会)

(2) 施策

① 環境と調和した産地づくり

- 家畜排せつ物等の有機物を有効活用した良質な堆肥生産に努めるとともに、これらの堆肥を用いた土づくりを推進し、畜産県である本県の特性を活かした、持続性の高い、環境と調和した農業の導入を促進します。
- 土壌診断に基づく肥料の適正な使用に努めるとともに、病害虫発生予察による適期・的確な防除や天敵・フェロモン等を活用した総合的な防除を進めます。
- 農業用廃プラスチック類の処理については、再生処理を基本とし、地域ぐるみの回収を推進します。
- 健全な土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減に取り組むとともに、これらの取組に対する消費者の理解を促進します。

② 環境にやさしい畜産経営の実現

- 県環境保全型畜産確立基本方針や県畜産環境保全対策指導指針に基づき、畜産農家への巡回指導、畜産経営に起因する環境汚染問題の解決を図るとともに、家畜排せつ物の有効利用を促進し、環境保全型畜産の確立を目指します。
- 堆肥コンクールや生産指導等による堆肥の品質向上と耕種面での利用を促進します。

③ 農業技術の開発・普及

- 化学肥料・化学合成農薬等の使用量を低減するための技術の開発を進めるとともに、これらの普及に努めます。

④ 推進体制

- 環境と調和した農業を総合的に推進するため、県農業環境協会など関係機関・団体と一体となって取り組みます。

5 かがしま生活排水処理構想の推進

(1) 施策のねらい

かがしま生活排水処理構想（平成31年3月）に基づき、公共下水道や合併処理浄化槽等の整備促進を図り、公共用水域の水質保全に努めます。

【環境指標】

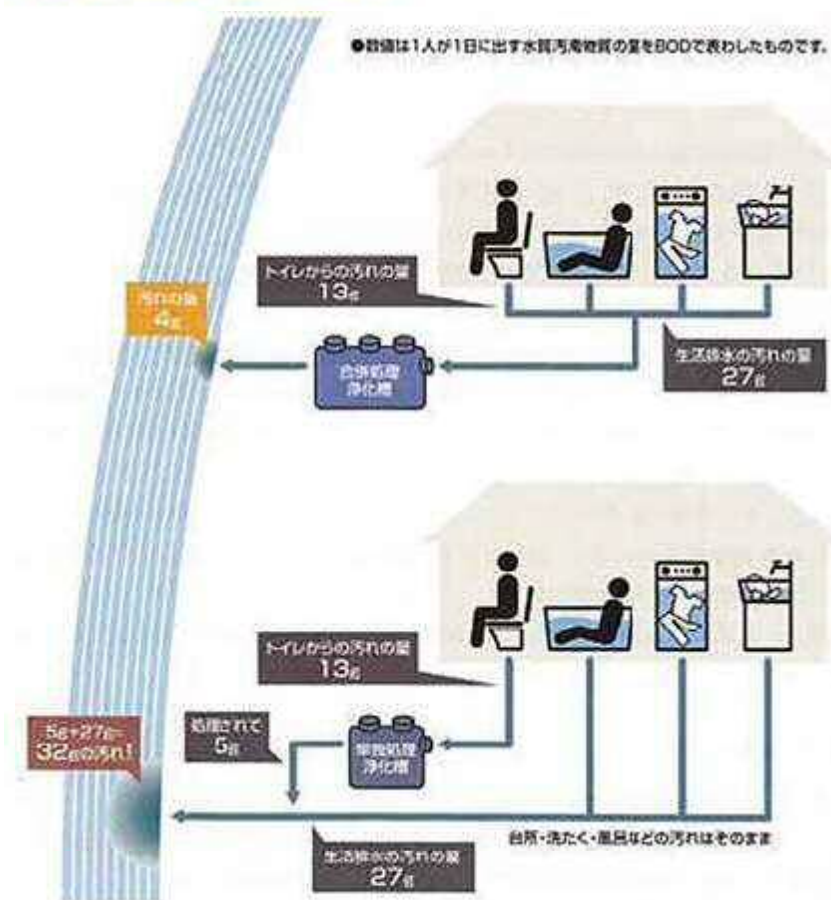
項目	現況（令和元年度）	目標（令和12年度）
汚水処理人口普及率	81.1% （平成30年度末）	100% （将来像）*

*：「かがしま生活排水処理構想2019（H31.3）」により、将来像100%（設定年度なし）

(2) 施策

- かがしま生活排水処理構想に基づき、生活排水処理施設の整備を促進し、公共用水域の水質保全や快適な生活環境の保全に努めます。
- 下水道法に基づく公共下水道の整備を促進します。
- 農業振興地域については、農業集落排水施設の整備を促進します。
- 漁港背後集落等については、漁業集落排水施設の整備を促進します。
- 公共下水道等の整備対象とならない地域については、合併処理浄化槽の整備を促進します。
- 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。

■合併処理浄化槽の効果



資料) 環境省ホームページより

6 屋久島CO₂フリーの島づくりの推進

(1) 施策のねらい

再生可能エネルギーである水力の豊富な屋久島において、石油類を燃料とすることなく、CO₂の発生が抑制された先進的な低炭素社会づくりを促進する「屋久島CO₂フリーの島づくり」を推進し、モデル性や発信性の高い取組を行います。

(2) 施策

- 地元主体の持続可能な地域づくりに向けた取組を促進します。
- 住民や事業者における電気自動車や充電設備の普及推進を図ります。
- 島内の再生可能エネルギーを活用した、先進的な地域づくりを促進します。
- カーボン・オフセットや電気自動車利用等を組み込んだ旅行商品の開発・販売を促進します。
- 適切な森林整備の推進や木質バイオマスの利用促進を図ります。
- 電気自動車の取組とあわせ、島の資源と人材を最大限に活用した屋久島町の木造庁舎による炭素固定化、森林吸収源として豊富な森林資源を有することなど、モデル性の高い取組等について積極的な情報発信に努めます。



電気自動車



電気自動車充電設備

7 地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進

(1) 施策のねらい

森林は、その成長の中で大気中の二酸化炭素を吸収し、枝や幹に長期間にわたって炭素を蓄積するなど二酸化炭素の吸収・貯蔵庫として重要な役割を果たしています。

森林の持つこうした重要な役割を発揮させるため、間伐など森林を健全に維持・育成するための施策等を促進するとともに、「植える」、「育てる」、「使う」、「植える」という森林資源の循環利用を進め、森林の適正な整備・保全に努めます。



森林ボランティア

(2) 施策

- これまでの制度に加え、森林経営管理法やみんなの森づくり県民税・森林環境譲与税等の新たな制度も活用し、計画的な間伐や伐採後の再造林を適切に行うとともに、地域特性や森林資源の状況などを踏まえ、針広混交林化や広葉樹林化など、多様で健全な森林づくりを推進します。
- 機能が低下した保安林において、治山事業等による保全対策を実施するとともに、保安林の適切な管理と指定の推進を図ります。
- シカ等の野生鳥獣や松くい虫等による森林・林業被害を防護柵の設置等により防止します。
- 間伐等に伴う林地残材や製材工場の残材等について、木質バイオマス発電やボイラー燃料等、エネルギーとしての有効活用を促進します。
- 温室効果ガス排出量の全部又は一部を森林整備等による吸収量でオフセット（埋め合わせ）するカーボン・オフセットの取組を推進します。
- 企業やNPOなどの団体が取り組む森林活動による二酸化炭素吸収量等を認証し、貢献度を「見える化」することにより、企業等による地球温暖化防止策をさらに促進します。

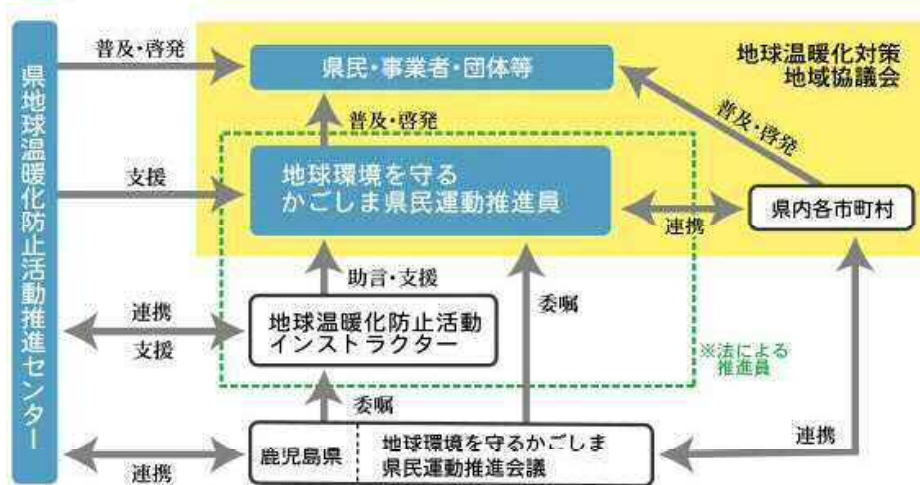
8 地球環境を守るかごしま県民運動の推進

(1) 施策のねらい

気候変動問題、海洋プラスチックごみ問題、生物多様性の損失などの地球環境問題は、人類の生存基盤である地球環境に取り返しのつかない影響を及ぼすおそれがあり、国際的な取組に加え、地域における積極的な取組が求められています。

ふるさと鹿児島のかげがえのない環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくため、県民や事業者、行政が一体となって、県地球温暖化対策推進条例や県地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガスの削減に向けた取組を全県的に展開する県民運動を推進します。

■ 地球環境を守るかごしま県民運動体系図



(2) 施策

① 県民運動推進体制等

- 県民運動については、「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」により推進します。
- 「県地球温暖化防止活動推進センター」を中心に、地球温暖化に関する普及啓発や情報提供などに取り組みます。
- 地域や企業・団体等において、普及啓発や指導・助言を行う「地球環境を守るかごしま県民運動推進員」や「地球温暖化防止活動インストラクター」による県民運動の展開を推進します。

② 県民運動の展開

- 「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、県民・事業者への理解の促進、気運の醸成を図ります。
- 毎年度、重点行動項目を設定し、自主的・積極的な環境保全活動を推進します。
- 地球環境問題への理解と認識を深めるとともに、県民運動の推進を図るため、県民運動推進大会を毎年開催します。
- 毎月5日を「エコライフデー」に設定し、電気・水・燃料などの省エネ活動やエコドライブの取組を促進します。
- 省エネ活動やエコドライブへ取り組む、「CO₂ダイエット作戦¹」を促進します。

1 CO₂ダイエット作戦：省エネ活動やエコドライブに取り組む事業所を募集し、模範的な取組を行う事業所を県ホームページ等で紹介することにより、地球温暖化防止に向けた実践活動を県内の事業所へ普及する取組です。

- ③ **かごしま環境パートナーズ制度の推進**
- 「かごしま環境パートナーズ制度」に基づく協定の締結をさらに推進します。
 - 協定を締結した企業との協働による環境保全対策を推進します。
 - 県ホームページを活用した取組の普及啓発に努めます。



かごしま環境パートナーズ協定による活動

9 再生可能エネルギー導入の促進

(1) 施策のねらい

県再生可能エネルギー導入ビジョン2018（平成30年3月）及び県水素社会の実現に向けたロードマップ（令和2年3月）に基づき、自然環境に配慮しつつ、本県の多様で豊かな資源を最大限活用した再生可能エネルギーの導入の促進及び水素エネルギーの利活用の促進を図ります。

また、地域の資源を地域で利用する「エネルギーの地産地消」を促進することにより、雇用の創出や地域の活性化を図ります。

【環境指標】

項目	現況（令和元年度）	目標（令和4年度）
太陽光発電	1,981,963kW	2,970,000kW
風力発電	266,539kW	371,000kW
水力発電	263,523kW	277,000kW
地熱発電	66,795kW	71,000kW
バイオマス発電	139,045kW	228,000kW
海洋エネルギー発電	—	導入事例を数例作る
太陽熱利用	44,027kL	44,000kL
バイオマス熱利用	115,300kL	168,000kL
温泉熱利用	—	導入事例を増やす
地中熱利用	182kL	300kL
バイオマス燃料製造	152kL	500kL

(2) 施策

- 森林、畜産、温泉など、本県の多様で豊かな資源を最大限活用し、自然環境に配慮しつつ、再生可能エネルギーの導入を促進します。特に、自然条件によらず安定した発電が可能な小水力やバイナリー方式による地熱、バイオマスについて、積極的に導入を促進します。
- 離島を含め、蓄電池等を活用した地産地消型再生可能エネルギーの導入を積極的に進め、エネルギーの自給率の向上や非常時のエネルギー確保、雇用の創出による地域の活性化を図ります。
- 県有施設や県が整備する公共施設、公共土木事業等において再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 市町村が行う再生可能エネルギーの導入や再生可能エネルギーの導入計画の策定に対し、助言や情報提供等を行います。
- 県内の企業、大学、研究機関等と連携し、再生可能エネルギー産業の育成を図ります。
- 農林水産業や観光業との連携により、再生可能エネルギーの新たな産業の創出や地域の振興を促進します。
- 市町村や事業者による地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進するため、研修会の開催などを通じた情報提供など各種支援を行います。
- 県民や事業者の再生可能エネルギーに対する関心や理解を深めるため、イベント等の開催や各種広報媒体等を活用し、再生可能エネルギー導入の意義や必要性、導入方法、エネルギーの地産地消による地域の活性化等に関する情報発信に努めます。
- 事業者に対して、再生可能エネルギーの導入に関する助言を行うとともに、自然環境や地域との調和に配慮した取組を推進するため、関係法令や資源エネルギー庁が制定した「事業計画策定ガイドライン」等の遵守について指導を行います。

- 再生可能エネルギーの導入促進や再生可能エネルギー関連産業の振興を図るため、産学官連携のもとに必要な調査研究を促進します。
- 水素社会の実現に向けた県民の理解促進、水素・燃料電池関連製品等の普及促進、再生可能エネルギー由来の水素製造に向けた基盤づくりを行います。

10 環境共生住宅の普及促進

(1) 施策のねらい

省エネルギー・省資源等により地球環境の保全等にも配慮した環境共生住宅の整備を促進するため、県民や関係団体への情報提供、支援活動等を産学官が一体となって体系的に行うことにより、民間の自主的な環境共生への取組を促進します。

(2) 施策

- 環境共生住宅に関する情報の一元的・体系的な提供に努めます。
- 一般住宅の高断熱化やLEDを使用した省エネルギー機器、太陽光発電システム、高効率給湯器の導入を促進します。
- 環境に配慮した資材の利用や屋上緑化等を促進します。



環境共生住宅（屋久島）

11 ごみ減量化・リサイクルの推進

(1) 施策のねらい

家庭から排出されるごみや事業活動により排出される産業廃棄物については、排出量は減少傾向にあるものの、廃棄物の多様化に伴い処理が困難になったり、不適正処理による環境負荷の増大など様々な課題があります。

このような課題を解決するためには、従来のように排出された廃棄物について、その適正な処理を図るだけでなく、3R（Reduce「発生抑制」、Reuse「再使用」、Recycle「再生利用」）に積極的に取り組む必要があります。

このため、県民や事業者、行政が一体となり廃棄物等の減量化・リサイクルに取り組むとともに、リサイクルに関する施設の整備や資源循環関連企業の立地等を促進し、循環型社会の形成を目指します。

(2) 施策

① 普及啓発活動の展開

- 県民自ら大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、廃棄物の減量化など環境に対する負荷の軽減に努めるとともに、リサイクル製品を積極的に利用するよう普及啓発に努めます。
- 産業廃棄物の適正処理について県民の理解を深めるための啓発に努めるとともに、産業廃棄物に関する情報を積極的に提供します。

② 循環システムの構築

- 容器包装リサイクル法に基づき、各市町村が策定した市町村分別収集計画により、ペットボトルやアルミ缶などのリサイクルを促進します。
- リサイクル製品の積極的な活用のほか、今後進められるバイオプラスチックへの代替促進に努めます。
- 家電リサイクル法に基づき、テレビ、エアコンなど対象家電品目が適正なルートで回収され、リサイクルが促進されるよう県民や事業者に対する普及啓発を図ります。
- 自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の適正処理やリサイクルを促進します。
- 将来にわたり持続可能な適正処理を確保するため、一般廃棄物の広域的な処理や処理施設の集約化を促進するとともに、地域の特性や必要に応じた一般廃棄物処理施設の計画的・総合的な整備を促進します。
- 多量の産業廃棄物を排出する事業者に対して、産業廃棄物の減量化やリサイクルを含む処理計画の作成を義務付けることにより、事業活動における廃棄物の減量化やリサイクルを促進します。
- 建設廃棄物等のリサイクルを促進するため、推進体制を整備し、建設工事発注者と受注者にそれぞれ適切な役割分担を求めるとともに、解体工事業者等に対して適正処理について指導します。

③ 資源循環関連企業の立地促進、減量化・リサイクルに関連する情報提供や調査研究等

- 資源循環関連企業の立地を促進するとともに、県内の企業や研究機関における廃棄物の減量化やリサイクルに関連する調査研究を促進します。
- 県内で発生する廃棄物のリサイクル等を推進する資源循環関連企業の立地・育成を促進します。

12 資源循環による持続可能な地域づくりの推進

(1) 施策のねらい

県内では、地域の課題を解決するために、地域資源（廃棄物、バイオマス等）を生かした環境施策の取組が行われており、廃棄物のリサイクル事業によってSDGsに関する国の表彰を受けた市町村や、地域資源を活用した高度バイオマス処理の検討等を行う取組によって地域循環共生圏づくりに関する国の公募事業の対象団体に選定された市町村等による先進的な取組等が進められています。

こうした取組等を広く収集・提供すること等により、環境施策による地域資源を活用した持続可能な地域づくりを促進します。

(2) 施策

- SDGsの環境に関わるゴールについて、環境施策による取組の県内事例の情報を収集するとともに、提供する体制の整備に努めます。
- 県ホームページを活用した事例の普及啓発に努めます。
- 国等と連携し、SDGsの環境に関わるゴールや地域循環共生圏づくりに関する研修会などを通じた情報提供等により、地域における取組を促進します。

■ 地域循環共生圏

地域の活力が最大限に発揮されることを目指す

→ 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成

→ 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**

- ✓環境・経済・社会の統合的向上
- ✓あらゆる観点からイノベーションを創出
- ✓幅広いパートナーシップを充実・強化

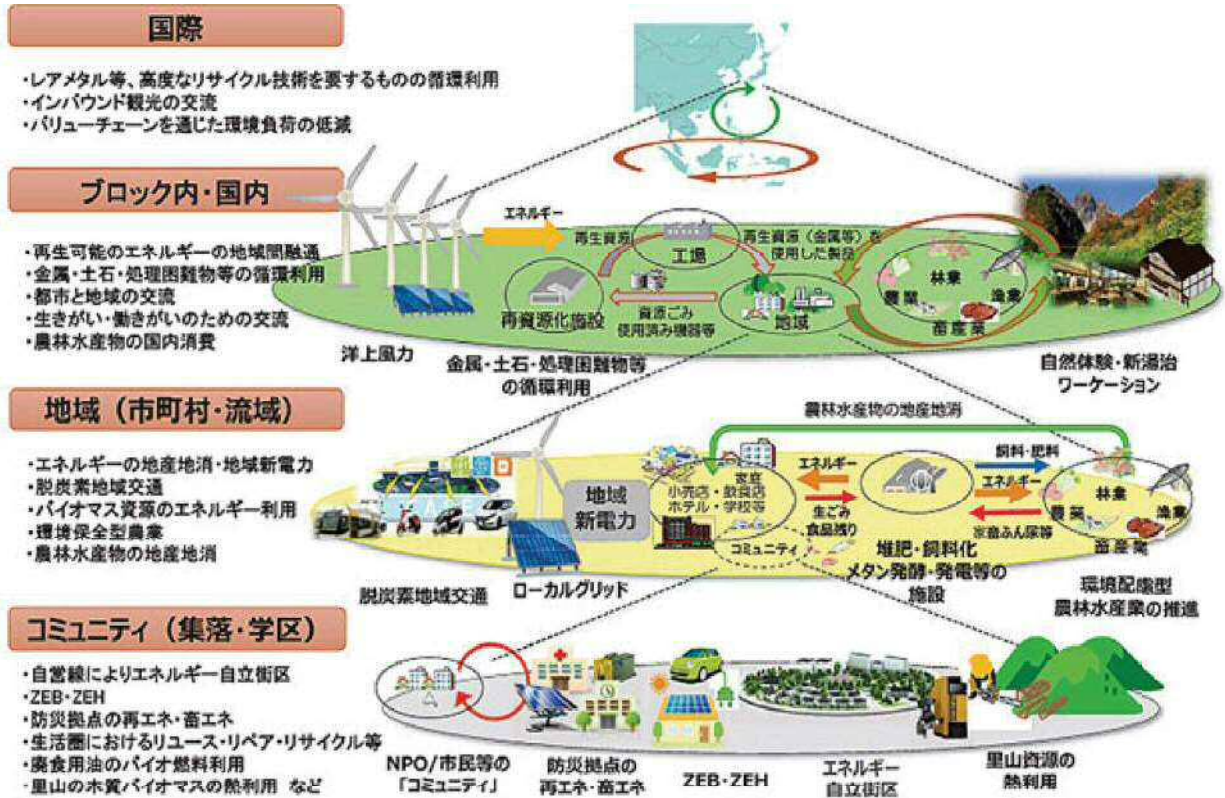
生活の質を
向上する
「新しい成長」
を目指す

ローカルSDGs



第五次環境基本計画
(2018年4月 閣議決定)

■ 重層的な圏域で構成される地域循環共生圏



13 環境教育等行動計画の推進

(1) 施策のねらい

私たちの日常生活や社会経済活動と密接に関連している環境問題は、私たち一人一人が取り組まなければならない問題であり、ふるさとのかけがえのない環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくために、一人一人の意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組み、持続可能な社会を目指していくことは重要です。

このため、環境教育等行動計画では、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の基本方針を踏まえ、環境教育等に関する方向性や具体的な行動計画を示し、同計画に基づき、本県における環境教育等の充実を図ります。

(2) 施策

① 多様な体験活動の推進

- 年齢や発達段階に応じて、児童生徒等が体験を通じて環境について学ぶ機会が充実されるよう、各種施設や地域社会の資源等を活用し、自然体験や生活体験等の多様な体験活動を推進します。
- 学校においては、各教科や総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動などの授業における学習やリサイクル、ごみの分別など日常生活における活動等、教育活動全体を通して、環境保全活動及びESDの視点を取り入れた環境教育の充実・推進を図ります。
- 家庭・地域社会においては、環境ワークショップや再生可能エネルギー工作教室等を実施し、学んだことを家庭で試したり地域で実践したりすることで、家庭や地域での学びを促進します。
- 「かごしまこども環境大臣」の任命等を通じ、子どもに対する環境への意識高揚に努めます。
- 環境教育・環境学習の場の提供や人的支援を促進するため、屋久島環境文化村中核施設（屋久島環境文化村センター、屋久島環境文化研修センター）、県環境保健センター、奄美野生生物保護センター、屋久島世界遺産センター、環境学習施設、大学等教育機関、事業者、民間団体等の相互連携を推進します。
- 世界自然遺産の屋久島や世界自然遺産への登録を目指す奄美大島及び徳之島においては、世界に誇る身近な地域の自然について、ESD実践の場として活用を促進するとともに自然・文化体験セミナーの開催等を通じて、児童生徒等が理解を深める体験的な学習の充実を図ります。
- 地域ESD活動推進拠点と連携し、様々な場や主体におけるESD活動による環境教育を推進します。

② 協働取組の推進

- 事業者、NPO等の多様な主体と連携し、対等な立場で、相互に協力して行う、環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育に関する効果的な協働の取組を推進します。
- 県民や企業等が行う道路・河川・海岸・港湾等の清掃・美化などのボランティア活動について、市町村と連携しながら支援することにより、地域環境の保全に対する意識の向上を図るとともに共生協働による活力ある地域づくりを推進します。

③ 指導者の育成・活用

- 環境教育を効果的に進めるため、教職員の資質・能力の向上、地域社会等における環境教育の指導者の育成・確保、活用を推進します。
- 学習指導要領に基づき、ESDの視点に立って、世界自然遺産や日本ジオパーク、

ラムサール条約登録湿地，自然公園等，地域の自然・文化等を総合的に活用した環境教育を推進し，教職員の実践力の向上に努めます。

- 環境学習指導者人材バンクの充実及び活用促進を図り，自主的な環境学習を促進します。
- ④ 情報提供の充実
- 県民の自主的・積極的な環境保全活動を支援するため，環境教育に関する様々な情報を収集・整理するとともに，県民が環境に関する正確な情報やイベント情報等を必要なときに必要な形で入手できるよう，情報提供の充実を図ります。



屋久島環境文化センター

